



事故防止メルマガ「Think」

【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2016年4月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～駐車場で人身事故を起こしたら…
- 3・交通事故の裁判事例～冠水した車から脱出する際に溺死した事故
- 4・今日の朝礼話題～ナンバープレートカバーが禁止されます
- 5・【新発売】単行本「子どものための交通安全教育入門」
- 6・【新発売】DVD「危険！自動車運転中のスマホ」
- 7・【好評発売中】小冊子「こんなに大きい！事故の社会的損害」
- 8・【好評発売中】自己診断テスト「安全運転・自己コントロールレベル診断」

★4月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日（金）～30日（土）
——未成年者飲酒防止強調月間（厚生労働省）
- ◆1日（金）
——「ナンバープレート表示義務の明確化」施行
- ◆6日（水）～15日（金）
——春の全国交通安全運動
- ◆8日（金）
——タイヤの日
- ◆10日（日）
——交通事故死ゼロを目指す日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2016/03/10/kongetsu-untankenri-16-4/>

—★PR★—

フォークリフトオペレーターの安全指導に悩んでいませんか？

オペレーターの危険な運転ぶりや危険な作業の癖などをドライブレコーダーの映像でいち早く発見し、安全指導ができるサービス・プログラムがあります！

物流会社の経験豊かな安全管理者が、実際の映像をもとに指導します！

【詳しくはこちら↓】

<http://www.tbr-gazosindan.com/>

(タカラ物流システム(株)のサービス紹介ページに移動します)

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第35回「駐車場で人身事故を起こしたら…」

【質問】

もし、駐車場で人身事故を起こした場合、刑事責任や被害者への賠償責任といった民事責任は当然のこととして、免許停止といった道路交通法による行政処分は適用されるのでしょうか？

【回答】

道路交通法上の道路は、道路法第2条1項に規定する道路（いわゆる公道）、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道（専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のもの）のほか、「一般交通の用に供するその他の場所」も含まれます。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/03/01/houritsu-35-tyuusyajyoujiko/>

■交通事故の裁判事例

『冠水した車から脱出する際に溺死した事故で自動車の運行起因性を否定』

【事故の状況】

平成21年8月9日、Aは妻と子ども二人を乗せて福岡県から兵庫県の自宅に向かって中国自動車道を走行していました。しかし、折からの台風の影響による集中豪雨のために通行止めになったために、岡山県の作東ICで降りて、兵庫県の佐用町付近の国道179号・373号線を走行していました。

途中で道路が冠水していたため車が水に浸かり走行不能になり、車から脱出して4人で避難している途中に濁流に流されました。子ども1人は救助されましたが、Aとその妻、もう1人の子どもの3人は死亡しました。

この事故で、妻の母親が自賠責保険会社に対して、妻と子どもの逸失利益などの損害賠償を求めたところ、保険会社は妻と子どもが死亡したのは水害（自

然災害)によるもので、Aが運転する車の運行によって生じたものではないから、運行起因性は認められないとして支払いと拒否しました。

これに対して裁判所は、次のように述べて2人の死亡と車の運行との間に相当因果関係はないと請求を認めませんでした。

【裁判所の判断】

「A車は前車に続いて停車したが、自らの意思で停止させたのか冠水の影響でエンジンが停止したのか、その理由は明らかではない。しかし、周囲の水位が徐々に高くなったことから、4人が車両を出て国道を移動している途中で濁流が押し寄せ、流されたものである」

「したがって、妻と子どもの死亡は、100年に一度の降雨を凌ぐ予想を超える局地的な集中豪雨による作用川の氾濫という自然災害によるものであって、自動車本来が有する固有の危険性が具体化したものではないから、車の運行によるものとは言えない」

として、妻と子どもの2人の死亡について、Aに自賠法3条の運行供用者責任があるといえないとして、請求を認めませんでした。

(東京地裁 平成24年12月6日判決)

■今日の朝礼話題

『ナンバープレートカバーが禁止されます』

ナンバープレートの上にカバーをかぶせている車や折り曲げているいる車、斜めにしている車などをときどき見かけることがあります。

これらの規制については、これまで「番号を見やすいように表示しなければならない」とだけ定められあいまいな部分がありましたが、2016年4月1日からは見やすいかどうかを定めた新しい基準が示され、見にくいものは明確に禁止されます。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/03/16/tw-numberplate/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】単行本「子どものための交通安全教育入門」

※仕様 B5判／80ページ

※価格 2,000円＋税（送料実費）

※編者 金光義弘 大谷亮 谷口俊治 向井希宏 小川和久 山口直範

※発行所 株式会社ナカニシヤ出版

全国で1日約150件発生している子どもの交通事故——本書は、心理学の観点から子どもの発達段階に応じた交通安全教育の内容や手法を考案。また交通安全教育の実践例毎に、実施しやすい取り組みかどうかや、現時点での効果の検証結果から解説を行う交通安全教育の必携書です。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/yuHd0D>

■【新発売】DVD「危険！自動車運転中のスマホ」

※仕様 DVD／カラー19分

※価格 65,000円

※監修 一般財団法人日本交通安全教育普及協会

※製作 映学社

わき見運転の中で、最近目立っているのがスマートフォンを操作しながら運転する「運転スマホ」です。本作品では、事故の再現映像や実験映像などで、「運転スマホ」の危険性を科学的に検証しています。

車載カメラがとらえた危険映像や専門家の解説を交えながら、「運転スマホ」の危険性を明らかにしながら安全運転を呼びかける作品です。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/5liVAv>

※シンク出版では他にも交通安全教育ビデオを多数取り揃えております。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/nkekb0>

■【好評発売中】小冊子「こんなに大きい！事故の社会的責任」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 140円＋税（送料実費）

わずかなミスや、判断の誤りによる交通事故が、事故の当事者以外の人にも

大きな損害を与え、取り返しのつかない事態に発展することがあります。

本誌は、運転者に交通事故の重大さを自覚してもらうことのできる、ドライバー教育用小冊子です。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/V9GI8p>

■【好評発売中】自己診断テスト「安全運転・自己コントロールレベル診断」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 100円＋税（送料実費）

日頃の運転を振り返り、48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくと、運転に悪影響を与える感情や行動を、どの程度自己コントロールできているかを診断していただくことができます。

具体的に自己コントロールができていない要素に気づくことで、安全運転に結びつけていただくことができます。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/nQNCnp>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成28年3月17日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■